

I 新庁舎整備基本構想の策定にあたって

1 基本構想策定の背景と目的

(1) 基本構想策定までの経緯

昭和 23 年に「鹿沼町」が市制を施行し、その後、昭和 29 年に 1 市 7 か村、昭和 30 年に 2 か村が合併し、栗野町も 1 町 3 か村が合併し、それぞれの行政区域を形成しました。

昭和 33 年 4 月に本館及び議会棟が建設され、その後、昭和 45 年に本館「増築棟」の増築及び「東館」が新築されています。

さらに、昭和 55 年に本館「付属棟（市民ホール）」の増築及び「新館」の新築等を重ねまして、建物 5 棟の構成により現在の市庁舎になっています。

そして、平成 18 年 1 月 1 日に鹿沼市と栗野町の両市町が合併し、新しい鹿沼市が誕生し、美しい自然環境と特色のある地域文化や産業など、更に魅力を加え新たな歴史を刻みながら、県西部の拠点施設として長く市民に親しまれ、多くの市民に利用されています。

一方、本館と議会棟については 56 年が経過し、本館増築棟と東館は 44 年が経過、新館は 34 年が経過するなど、建設から時間が経過しており、すでに耐用年数を超過している建物、あるいは耐用年数まで数年になっているのが、市庁舎の現状であります。

また、本市の発展や合併など、時代の進展に伴い、庁舎としての機能をはじめ、物理的に数々の問題が生じています。

特に、現市庁舎はここ数年、敷地や建物は著しく狭隘化が進んだことや、建物や窓口の分散化によりワンストップサービスが困難であり、また、ICT 化、バリアフリー化対応への限界、施設、設備の老朽化による維持管理費の増大などの問題も抱えています。

平成 23 年 3 月に発生しました「東日本大震災」を契機に、市庁舎の耐震診断を実施した結果、市庁舎全棟で震度 6 強から 7 の地震に対して「倒壊する危険性が高い」あるいは「倒壊する危険性がある」との結果が報告され、現庁舎建物の耐震性能が不足し、予想以上に劣化が進行していることが明らかになり、早急に新庁舎建設の検討をする必要が生じました。

市庁舎には、市民生活に関わる多くの機能、大切な情報が集約されており、災害等有事の際にはこれらを守り、市役所としての機能を維持しつつ、防災拠点としての役割を果たす必要があります。

このような状況から、市民の利便性の向上と、市民サービスの効率化を図るとともに、まちの活性化も勘案しながら、市庁舎の整備に着手していくため、平成 24 年に市民で構成する「庁舎整備検討委員会」が設置され、「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）等」の審議について、市長から委員会に諮問されました。

そして、平成 26 年 3 月に同委員会より「庁舎整備のあり方及び基本構想（案）」について市長へ答申が出されました。

同答申を踏まえ、全庁的な推進体制において「鹿沼市新庁舎整備基本構想」を策定しました。

<<市庁舎整備等に関する沿革>>

- ◇ 昭和 23 年 (1948) ⇒10 月 10 日、市制施行
- ◇ 昭和 29 年 (1954) ⇒鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村合併
- ◇ 昭和 30 年 (1955) ⇒鹿沼市、南摩村、南押原村合併
⇒栗野町、粕尾村、永野村、清洲村合併
- ◇ 昭和 33 年 (1958) ⇒鹿沼市本庁舎完成 (議会棟含む)
- ◇ 昭和 45 年 (1970) ⇒本館「増築棟」増築及び「東館」の新築
- ◇ 昭和 55 年 (1980) ⇒本館「付属棟」増築 (市民ホール) 及び「新館」の新築
- ◇ 平成 11 年 (1999) ⇒市民情報センター開館 (健康課・生涯学習課の移動)
- ◇ 平成 17 年 (2005) ⇒「新市建設計画」策定 (新庁舎整備の位置づけ)
- ◇ 平成 18 年 (2006) ⇒鹿沼市、栗野町合併
⇒商業施設「イトーヨーカドー」の撤退により、その跡地への新庁舎建設の署名 (庁舎移転要望書: 40,000 名) が市長に提出される。
(~平成 20 年) ⇒庁内に「新庁舎建設問題検討委員会」及び「庁舎検討部会」、「庁舎検討ワーキンググループ」の設置し、基礎調査の実施
- ◇ 平成 23 年 (2011) ⇒本庁舎 (4 棟) 及び東館 (1 棟) の耐震診断実施
- ◇ 平成 24 年 (2012) ⇒第 6 次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」策定 (新庁舎整備の位置づけ)
⇒ (~平成 25 年) 『庁舎整備検討委員会』の設置
⇒市から委員会へ「諮問書 (庁舎整備のあり方及び基本構想等) の提出
⇒庁内に『庁舎整備ワーキンググループ』の設置
⇒「市議会庁舎整備検討委員会」の設置
- ◇ 平成 25 年 (2013) ⇒委員会から市長へ「庁舎整備のあり方及び基本構想案について」答申
- ◇ 平成 26 年 (2014) ⇒庁内に『新庁舎整備推進本部』及び『新庁舎整備検討委員会』の設置
「庁舎整備基本構想 (案)」の地区別説明会及び市民意見募集 (パブリックコメント) の実施
『新庁舎整備基本構想』策定



(2) 基本構想策定の目的

基本構想においては、現市庁舎の現状と課題をはじめ、新庁舎の必要性及び候補地の選定を踏まえ、建設の実現に向けて庁舎の整備規模（必要面積）、事業規模（事業費・財源）、整備方法（改修・建替）、施設機能（求められる機能）など、基本計画や設計に向けての条件を検討し、一定の整理を行います。

- ☞ 新庁舎の完成時の具体的なイメージが明確になるのは、基本計画や基本・実施設計段階であり、基本構想では、基本計画や設計の前提となる基本的な考え方をまとめています。
- ☞ 基本構想をもとに、今後、基本計画をまとめ、その後、基本・実施設計を行い、そして、市の発注により新庁舎を建設する流れとなります。
- ☞ そのおおもとなるのが、基本構想であり、今回の基本構想策定は、新庁舎建設の方向性を定める重要な段階になります。
- ☞ 基本構想（案）の策定にあたっては、建築専門家の学識経験者をはじめ、専門的分野における関係者や市民の関係団体等の代表による「鹿沼市庁舎整備検討委員会」を設置し、検討を進めてきました。
- ☞ 「鹿沼市庁舎整備検討委員会」から基本構想（案）の答申を受け、この基本構想（案）を基本として、庁内に「新庁舎整備推進本部」を設置するなど全庁的な体制を整えて検討を進め、基本構想をまとめています。

新庁舎整備基本構想の概要

- I 新庁舎整備基本構想の策定にあたって
⇒策定の背景と目的・位置づけ・性格・基本的な視点
- II 望まれる庁舎像と基本目標 ～～新庁舎の位置付けと役割～～
- III 新庁舎整備における基本理念 ～～目標達成へのキーワード～～
- IV 庁舎の現状と課題について ～～目標達成に向けての実態把握～～
⇒建物概要・耐震診断結果・現状と課題
- V 新庁舎に“求められる機能”について ～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～
- VI 新庁舎の整備方針について
⇒新庁舎規模・新庁舎位置・新庁舎整備方法・事業規模（概算事業費）
- VII 事業実施主体（事業手法）の検討について
- VIII 新庁舎整備基本構想の実行にあたって ～～構想の実現に向けて～～

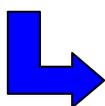
2 基本構想の位置づけと性格

(1) 基本構想の位置づけ

庁舎の整備については、市民生活の利便性向上を目指し、財政計画との整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら構想の実現に向けて進めていきます。

基本構想は、次の各計画に施策として位置づけされた市庁舎整備を具現化するための指針になるものであります。

◇第6次鹿沼市総合計画「ふるさと かぬま『絆』ビジョン」による位置づけ

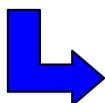


市庁舎の整備については、基本計画の5か年の施策展開における基本目標の“人がふれあうまちをつくる”において、「開かれた市政の推進」の安全で市民が利用しやすい施設の整備に位置づけされています。

【基本方針】

- ・・・市庁舎に耐震補強工事など必要な整備を実施し、安全で市民が利用しやすい施設にします。

◇新市建設計画「かぬまあわの新市まちづくりプラン」による位置づけ

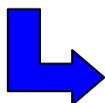


市庁舎の整備については、まちづくりの基本方針の「市民と行政がともにつくる“開かれた交流都市づくり”」において、開かれた市政の実現の基本施策として、市民サービスの向上を目指した『新庁舎建設事業』が位置づけされています。

【公共施設の統合整備】

- ・・・市民生活の利便性向上を第一の目的として、財政計画と整合性を図りつつ、市民の理解を得ながら計画していきます。

◇「鹿沼市都市計画マスタープラン」による位置づけ



全体構想において、将来の本市の骨格を示す「将来都市構造の設定（これからの都市づくりに関する基本的な考え方）」に『集約型都市構造』の形成が位置づけされています。

【市街地ゾーン】

- ・・・行政をはじめ、商業、交通、情報発信など都市に必要な機能の集積誘導を図ります。
⇒市庁舎も行政の中心施設として位置づけられます。

(2) 基本構想の性格

市庁舎は、市民生活のいろいろな場面において、密接な関連を持つことになり、とって身近な存在であります。

市庁舎の整備にあたっては、長期間にわたる取り組みと多額の費用が必要になりますので、市民の理解と協力、関係団体等との連携が不可欠であります。

そのため、望まれる新庁舎の姿や整備に伴う基本方針などを明らかにし、現実を見据えた実効性のある構想にしなければなりません。

この基本構想は、現状や課題を踏まえるとともに、合併特例債等の財源状況を考慮し、“安全で市民が利用しやすい新庁舎”の整備の方向性を示すものであり、さらに、早期的な実現を図るため、市民をはじめ、各関係団体等と連携・協力して、将来を見据えながら、新庁舎の建設を進める指針となるものであります。

なお、この基本構想は、今後作成する基本計画や基本設計・実施設計のための基本方針としての性格を有し、より具体的な整備内容は、基本計画をはじめ、基本設計や実施設計において決定することになります。

3 基本構想の基本的な視点

新庁舎において、災害時の安全面や防災拠点としての機能を担うことをはじめ、バリアフリーや環境にも配慮しながら、市民サービスや行政効率向上による新庁舎整備を進める必要があります。

また、時代とともに庁舎に求められる機能も変化しており、従来のように単なる行政機関と議会が効率的に機能できる行政拠点というよりも、鹿沼の魅力を発信しながらにぎわいを創出し、まちの活性化の拠点としての、市民自治のランドマーク、市民の参加によるコミュニケーションを促進する場及び市民とともにまちづくりを進める市民協働の場としての機能を整備する必要があります。

さらに、庁舎の維持管理においても省エネ・省資源型の庁舎により、財政負担の軽減に努められるよう自然環境に配慮していきます。

